

○えびの市お試し滞在助成金交付要綱

平成26年3月25日
えびの市告示第25号

改正 平成27年3月30日告示第64号 平成28年3月28日告示第48号
平成29年3月29日告示第47号 平成31年3月26日告示第32号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の定住人口の増加を図るため、本市への移住を目的として住居又は仕事を探す活動等を行う者に対し、宿泊料及びレンタカー借上料の一部を助成するものとし、その助成について、えびの市補助金等交付規則（昭和51年えびの市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、市外に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する活動（以下「助成対象活動」という。）を行うものとする。

- (1) 本市への移住を目的として、市内で住居を探す活動
- (2) 本市への移住を目的として、市内並びに小林市、高原町、湧水町、人吉市及び錦町（以下「近隣自治体」という。）で仕事を探す活動
- (3) 本市への移住を目的として、市内及び近隣自治体の地域情報を収集する活動
(助成金の額等)

第3条 助成対象者が、助成対象活動のために市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）の営業許可の適用を受ける施設に限る。）に宿泊した場合の助成額は、1人当たり1泊宿泊料の2分の1以内とし、10泊分を限度とする。ただし、1泊当たりの助成額は、1人3,000円を上限とする。

2 助成対象者ととともに助成対象活動を行う同行者が前項の宿泊施設に宿泊する場合の助成額は、前項に定める額と同額とする。ただし、同行者の数は1名までとする。

3 助成対象者が、助成対象活動のためにレンタカーを借り上げた場合の助成額は、借上料の2分の1以内とし、30,000円を限度とする。

4 助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(助成金の交付回数)

第4条 この事業の助成金の交付回数は、同一申請者及び同行者に対して当該年度3回までとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条の規定にかかわらず、えびの市お試し滞在助成金交付申請書（別記様式第1号。以下「申

請書」という。)に申請者の現住所を証する書類の写しを添えて、交付を受けようとする宿泊日の前日から起算して7日前までに市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則第7条の規定にかかわらず、えびの市お試し滞在助成金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 助成金の交付決定を受けた者は、助成対象活動が終了したときは、えびの市お試し滞在助成金活動報告書兼宿泊証明書(別記様式第3号。以下「活動報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 宿泊料の領収書の写し(宿泊証明書に証明がない場合のみ)

(2) レンタカー借上料の領収書の写し(レンタカーを借り上げた場合のみ)

(助成金の交付)

第7条 市長は、活動報告書の提出があったときは、助成金の額を確定するものとする。

2 前項の確定を受けた者は、えびの市お試し滞在助成金請求書(別記様式第4号)により助成金を請求するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第14条第1項の規定による報告は、活動報告書の提出をもって代えることができる。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日告示第64号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日告示第48号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日告示第47号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日告示第32号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

えびの市お試し滞在助成金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号（第6条関係）

えびの市お試し滞在助成金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号（第6条関係）

えびの市お試し滞在助成活動報告書兼宿泊証明書

[別紙参照]

様式第4号（第7条関係）

えびの市お試し滞在助成金請求書

[別紙参照]